

賛助会員規程

平成22年7月1日制定
令和5年7月31日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学校友会会則第5条第1項第7号に基づき、賛助会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 賛助会員の資格は、次のとおりとする。

- ① 賛助会員（個人） 正会員（個人）、準会員、特別会員及び推薦会員となる資格を有しない者で、日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する者とする。
- ② 賛助会員（団体） 正会員（団体）となる資格を有しない組織体で、日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する組織体とする。

(入会手続)

第3条 前条に該当する者が入会を希望する場合は、正会員である推薦者1名以上の署名、捺印を記した所定の申込書により校友会会長あてに申し込むものとする。

- 2 前項の申し込みがあった場合、校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し、その結果を申込書と共に執行部会に報告する。
- 3 執行部会は、前項の報告を受け、資格要件を精査の上入会の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 4 賛助会員となることを認められた者は、定められた期日までに別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年7月31日から施行する。